

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 妥当性の確認方法

(1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

調達検討資材の入手見込みが無い場合、受注者は調達可能な代替資材を複数検討し、それらの見積を徴収し、監督職員にその見積書及び設計変更協議書等を提出した上で協議する。

発注者は経済性及び工期等を総合的に判断し、代替資材の適否を決定する。

受注者は決定した代替資材において、他2社以上の見積を徴収し、監督職員にその見積書及び設計変更協議書等を提出した上で協議する。ただし、これら見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、徴収した見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

(2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

調達検討資材において、流通経路を見直した調達に伴い調達予定金額が設計単価よりも高いと想定される場合、受注者は調達可能な3社以上から見積書を徴収し、監督職員にその見積書及び設計変更協議書等を提出した上で協議する。ただし、これら見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、徴収した見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

(3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

調達検討資材において、調達予定金額が設計単価よりも高いと想定される場合、受注者は調達予定先も含めた3社以上の見積を徴収し、監督職員に設計変更協議書等及び見積書を提出した上で協議する。ただし、これら見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、徴収した見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

2. 積算方法

(1) 契約変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時） に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≦証明数量≦設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

また、協議後の設計図書の数量、設計数量及び納入予定量に変更が生じた場合は、再度、速やかに受発注者間で協議を行うこと。

(3) 設計変更に用いる単価は、「1. 妥当性の確認方法」のとおりとし、受注者は納品後に同一製品であることが分かるように納品書等の証明書類を発注者に提出する。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

なお、変更設計書には当該理由による変更であることが分かるように記載すること。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。